

2020年7月29日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都中央区日本橋三丁目1番8号  
スタートアップロシード投資法人  
代表者名 執行役員 平出 和也  
(コード番号: 8979)

資産運用会社名

スタートアップアセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役 平出 和也  
問合せ先 管理部長 浜口 英樹  
TEL. 03-6202-0856

(訂正)「2020年4月期 決算短信(REIT)」の一部訂正に関するお知らせ

スタートアップロシード投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が2020年6月18日付で発表しました「2020年4月期 決算短信(REIT)」の記載内容の一部に誤りがありましたので、お知らせします。なお、訂正箇所は下線にて表示しています。

記

【訂正箇所及び内容】

(1)14ページ「2. 財務諸表 (4)金銭の分配に係る計算書」の一部

<訂正前>

項 目	期 別	
	前期 (自 2019年 5月 1日 至 2019年10月31日)	当期 (自 2019年11月 1日 至 2020年 4月30日)
I 当期末処分利益	1,152,707,292円	1,683,923,202円
II 分配金の額 (投資口1口当たり分配金の額)	1,152,655,134円 (4,542円)	1,283,857,843円 (5,059円)
III 任意積立金 圧縮積立金繰入額	-	400,000,000円
IV 次期繰越利益	52,158円	65,359円
分配金の額の算出方法	<p>本投資法人の規約第35条第1項に定める金銭の分配の方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度としかつ租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能利益の額」の100分の90に相当する金額を超えるものとしています。かかる方針により、当期末処分利益を超えない額で発行済投資口の総口数253,777口の整数倍の最大値となる1,152,655,134円を利益分配金として分配することといたしました。なお、本投資法人の規約第35条第4号に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。</p>	<p>本投資法人の規約第35条第1項に定める金銭の分配の方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度としかつ租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能利益の額」の100分の90に相当する金額を超えるものとしています。かかる方針により、当期末処分利益から租税特別措置法第66条の2に定められている圧縮積立金繰入限度額の範囲内で、実際に繰り入れた400,000,000円を控除した残額である1,283,857,843円を利益分配金として分配することといたしました。なお、本投資法人の規約第35条第4号に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。</p>

〈訂正後〉

期 別	前期 (自 2019年 5月 1日 至 2019年10月31日)	当期 (自 2019年11月 1日 至 2020年 4月30日)
項 目		
I 当期末処分利益	1,152,707,292円	1,683,923,202円
II 分配金の額 (投資口1口当たり分配金の額)	1,152,655,134円 (4,542円)	1,283,857,843円 (5,059円)
III 任意積立金 買換特例圧縮積立金繰入額	-	400,000,000円
IV 次期繰越利益	52,158円	65,359円
分配金の額の算出方法	<p>本投資法人の規約第35条第1項に定める金銭の分配の方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度としかつ租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能利益の額」の100分の90に相当する金額を超えるものとしています。かかる方針により、当期末処分利益を超えない額で発行済投資口の総口数253,777口の整数倍の最大値となる1,152,655,134円を利益分配金として分配することといたしました。なお、本投資法人の規約第35条第4号に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。</p>	<p>本投資法人の規約第35条第1項に定める金銭の分配の方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度としかつ租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能利益の額」の100分の90に相当する金額を超えるものとしています。かかる方針により、当期末処分利益から租税特別措置法第66条の2に定められている買換特例圧縮積立金繰入限度額の範囲内で、実際に繰り入れた400,000,000円を控除した残額である1,283,857,843円を利益分配金として分配することといたしました。なお、本投資法人の規約第35条第4号に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。</p>

(2)21ページ「2.財務諸表 (8)財務諸表に関する注記事項(税効果会計に関する注記) 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳」の一部

〈訂正前〉

(単位：%)

	前期 (2019年10月31日)	当期 (2020年4月30日)
法定実効税率 (調整)	31.51	31.46
支払分配金の損金算入額	△ 31.46	△ 23.96
評価性引当額の増減	0.02	0.02
圧縮積立金繰入額	-	△ 7.46
その他	0.10	0.06
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.17	0.12

〈訂正後〉

(単位：%)

	前期 (2019年10月31日)	当期 (2020年4月30日)
法定実効税率 (調整)	31.51	31.46
支払分配金の損金算入額	△ 31.46	△ 23.96
評価性引当額の増減	0.02	0.02
買換特例圧縮積立金繰入額	-	△ 7.46
その他	0.10	0.06
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.17	0.12

以上

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.sp-inv.co.jp>